

見 本

収入
印紙
●●円

産業廃棄物処理処分に関する

委 託 契 約 書

(以下「甲」という。) と

公益財団法人 岡山県環境保全事業団 (以下「乙」という。) と

は、下記排出事業場に関する産業廃棄物処理処分についての委託契約を締結する。

1. 契約の有効期限は、 年 月 日～ 年 月 日までとする。
この期間は、契約の条項に定める内容に変更がない場合、更新することができる。この場合、甲は書面による申し出を乙に行い、期間満了までに乙の受入審査に適合し、継続契約について乙の承諾を受けたときに限り、契約期間満了のときから1年間この契約と同一の条件をもって更新するものとし、以降同様とする。

2. 契約の内容は、「契約の条項」のとおりとする。

3. 排出事業場

名称

所在地

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙双方記名押印し、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲

乙 岡山市南区内尾665-1

公益財団法人 岡山県環境保全事業団

理事長 ●● ●●

契約の条項

(業務の委託)

- 第1条 甲は、その事業活動に伴って発生する産業廃棄物の処理処分を乙に委託し、乙は、これを受託する。
- 2 乙は、甲から受託した業務を他人に再委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

(事業の範囲、施設の種類及び処理能力等)

- 第2条 乙の事業の範囲、施設の種類及び処理能力等は、次の表のとおりとする。なお、中間処理後の廃棄物は、乙の所有する同表の最終処分場で埋立処分するものとする。

事業の範囲	事業の区分	中間処理(焼却)	最終処分(埋立)
	産業廃棄物の種類	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 上記の品目のうち、石綿含有産業廃棄物を除く	燃え殻、汚泥(無機性汚泥に限る)、廃油(タルピッチ類に限る)、廃プラスチック類(自動車等破碎物を含む)、ゴムくず、金属くず(自動車等破碎物を含む)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)、陶磁器くず(自動車等破碎物を含む)、鉱さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの 上記の品目に、石綿含有産業廃棄物を含む
	特別管理産業廃棄物の種類	—	廃石綿等
	施設の種類及び処理能力	汚泥の焼却施設 420 m ³ /日 廃プラスチック類の焼却施設 78トン/日 産業廃棄物の焼却施設 紙くず 163トン/日 木くず 194トン/日 繊維くず 101トン/日 ゴムくず 67トン/日	管理型最終処分場(第2処分場) 埋立面積: 229,000 m ² 埋立容量: 2,400,000 m ³
	施設の所在地	岡山県倉敷市水島川崎通1丁目14番1及び17番の地先公有水面	
	処分の方法	焼却	埋立

- 2 乙は、前項の事業の範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。なお、許可事項に変更があったときは、変更後の許可証の写しを甲に提出する。

(信義誠実の原則)

第3条 甲及び乙は、信義に従ってこの契約を履行するものとする。

- 2 甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。
- 3 甲は、乙の定める産業廃棄物処理処分施設搬入要領（以下「搬入要領」という。）、電子マニフェストシステム利用要領及びJFEスチール株式会社西日本製鉄所（倉敷地区）の定める産業廃棄物搬入者通行要領（以下「通行要領」という。）を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡の禁止）

第4条 甲及び乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（産業廃棄物の種類、処理処分量、処理処分料金及び処理処分の方法）

第5条 甲が処理処分を委託する産業廃棄物の種類、処理処分量、処理処分料金及び処理処分の方法（以下「処理区分」という。）は、別表のとおりとする。

（処理処分量の算定）

第6条 甲が処理処分施設に搬入した産業廃棄物の処理処分量は、乙の計量所で搬入時（入）と投棄終了後（出）にそれぞれ総重量を計量し、その差により算定する。

- 2 処理処分費算定の基礎となる処理処分量は、前項の産業廃棄物の種類毎の処理処分量を月毎に集計したものとする。

（処理処分料金の支払）

第7条 乙は、毎月10日までに前月分の処理処分料金を甲に請求し、甲は、当月末日までに乙の指定する方法により支払わなければならない。

（適正処分）

第8条 甲は、乙の処理処分場に第5条の別表に記載された産業廃棄物以外のものを搬入してはならない。

- 2 甲は、乙が適正な処理処分を行うために実施する次に掲げる事項に協力しなければならない。

（1）産業廃棄物の保管状況等の検査のための事務所等への立入検査

（2）産業廃棄物の適正な処理処分のための次に示す情報の提供

- ① 産業廃棄物の発生工程
- ② 形状、性状（成分、組成、臭気等）及び荷姿
- ③ 通常の保管状況下での腐敗や揮発等に伴って起こる性状変化の有無
- ④ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障の有無
- ⑤ 日本工業規格C0950号に規定する含有マーク表示に関する事項
- ⑥ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨
- ⑦ その他取り扱う際に注意すべき事項

(3) 搬入された産業廃棄物の抜取検査、展開検査

(委託業務終了報告)

第9条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の処理処分が終了した後、速やかに産業廃棄物管理票を甲に送付するものとする。(電子マニフェストでは、処分終了報告でこれに代える。)

(運搬)

第10条 甲は、自ら運搬を行う場合、搬入要領並びに通行要領に従わなければならぬ。また、運搬を運搬業者に委託するときは、甲の責任において厳正に監督し、この契約、搬入要領並びに通行要領を遵守させなければならない。

(業務関連情報の報告義務)

第11条 甲及び乙は、産業廃棄物の処理処分及びこれに関連する業務について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、その内容を速やかに相手方に報告しなくてはならない。

- (1) 刑事事件に関して家宅捜索を受け、又はその代表者若しくは従業者が逮捕された場合
- (2) 行政庁から改善命令その他の不利益処分又は行政罰を受けた場合

(臨機の措置)

第12条 乙は、災害、設備の不具合及びその他の不可抗力の事由のため処理処分業務に支障が生じたときは臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙は、あらかじめ甲に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 この契約の履行につき、甲又は甲が運搬を委託した運搬業者が、乙又は第三者に与えた損害については、甲は、これを賠償しなければならない。

(受入拒否及び契約の解除)

第14条 乙は、災害若しくはその他の不可抗力の事由のため又は環境保全上やむを得ない理由のために、産業廃棄物処理処分事業の継続が不能となった場合においては、契約を解除することができる。この場合において、甲に生じた損害については、乙は、一切その責を負わない。

- 2 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、産業廃棄物の受け入れを拒否、又はこの契約を解除することができる。
 - (1) 第3条第1項又は第11条の規定に違反したとき。
 - (2) 第3条第2項、第3項、第7条、第8条、第10条又は第15条の規定に違反したとき。
 - (3) 第8条第2項第1号の立入検査の結果、又は第8条第2項第3号の抜取検査、展開検査の結果が、搬入要領に定めた処理処分できる産業廃棄物の規定に適合しなかつたとき。
 - (4) 処理処分事業の適正、安全かつ円滑な運営に関し、著しく不誠実であるとき。
 - (5) その他、財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由があると

き。

- 3 甲は、乙が前項第1号、第4号又は第5号に該当するときは、この契約を解除することができる。
- 4 乙は、甲が第2項第1号、第2号又は第3号に該当する事由があった場合、本契約以外の甲乙間の産業廃棄物処理処分に関する委託契約についても、産業廃棄物の受入を拒否、又はその契約を解除することができる。
- 5 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、この契約を解除することができる。
- 6 甲及び乙は、この契約が解除された場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理処分を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙協議し適正に処理処分しなければならない。

(条件変更)

第15条 甲は、契約した産業廃棄物の種類、処理処分量、及び第8条第2項第2号を変更しようとするときは、甲は書面により乙に届け出、乙の承認を得なければならない。

(機密保持)

第16条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に洩らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による承諾を得なければならない。

(その他)

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、甲乙協議の上決定するものとする。

産業廃棄物処理処分に関する委託契約書一別表
産業廃棄物の種類、処理処分量、処理処分料金及び処理処分の方法等（第5条関係）

廃棄物 コード		大分類 小分類	処理処分量 (t)	処理処分料金 (円/t)	処理区分
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
特記 事項 欄	事業場コード (●●●●)				